

改正後	改正前
<p>(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習を修了した者等に関する特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定(次項において「建設機械施工管理技術検定」という。)のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてシヨベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)第一条第一項第二号に定められた検定種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>3 建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはシヨベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で施工技術検定規則第一条第一項第四号から第六号までに定められた検定種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(表略)</p>	<p>(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習を修了した者等に関する特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定(次項において「建設機械施工管理技術検定」という。)のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてシヨベル系建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号。次項において「国交省告示」という。)に定められた第二種の種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(表略)</p> <p>3 建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはシヨベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で国交省告示に定められた第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者に対する技能講習は、第二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる講習科目について行うものとし、当該講習科目の範囲及び時間は、それぞれ、同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(表略)</p>